

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	地方税の収納及び滞納管理に関する事務 基礎項目

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、地方税の収納及び滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

令和7年1月20日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納及び滞納管理に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、国税徴収法、その他の地方税に関する法律及び条例等の規定に基づき、賦課された地方税の収納状況の管理、及び滞納者に対する督促、調査、滞納処分等に関する事務を行う。</p> <p>①納税者の課税状況(税目、金額等)及びこれらに関する収入額、滞納額、交渉経過等必要な情報の把握 ②収納消し込み、集計、還付及び充当 ③口座振替情報の管理 ④納付書の再発行 ⑤納税証明書の発行 ⑥領収書、督促状、催告書等各種通知の発送 ⑦納税の相談及び指導、納税の猶予等 ⑧滞納処分のために必要な調査 ⑨滞納処分、滞納処分の停止、不納欠損処理 ⑩その他収納及び滞納管理のために必要とする業務</p>
③システムの名称	収滞納管理システム(標準仕様対応版)、地方税ポータルシステム(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表の24の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施しない 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部総務課行政係 電話:0846-22-7719 ファックス:0846-22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
郵便番号 725-8666	

連絡先	広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部税務課収納係 電話:0846-22-7732 ファックス:0846-22-8579 E-mail:zeimu@city.takehara.lg.jp
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
----------------	---------

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム使用は、事務従事者のユーザー認証によりアクセス権限している。 特定個人情報を含む書類は、施錠し保管している。	

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム使用は、事務従事者のユーザー認証によりアクセス権限している。 特定個人情報を含む書類は、施錠し保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	事後	
平成29年5月31日	I-5-②所属長	課長 向井 聰司	課長 井上 光由	事後	
平成29年5月31日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	42219	42826	事後	
平成29年5月31日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	42219	42826	事後	
令和1年5月22日	I-5-①部署	総務部 税務課	市民生活部 税務課	事後	
令和1年5月22日	I-5-②所属長の役職名	課長 井上 光由	税務課長	事後	
令和1年5月22日	I-7-請求先	竹原市総務部総務課行政係	竹原市総務企画部総務課行政係	事後	
令和1年5月22日	I-8-連絡先	竹原市総務部税務課収納係	竹原市市民生活部税務課収納係	事後	
令和1年5月22日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	42826	43555	事後	
令和1年5月22日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	42826	43555	事後	
令和1年5月22日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	
令和2年5月22日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	43555	43921	事後	
令和2年5月22日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	43555	43921	事後	
令和3年9月24日	I-1-③システムの名称	消込/滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	取滞納管理システム、地方税ポータルシステム	事後	
令和3年9月24日	I-4-①実施の有無	[実施する]	[実施しない]	事後	
令和3年9月24日	I-4-②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第2第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2)		事後	
令和3年9月24日	I-4-②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第2第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条		事後	
令和3年9月24日	I-5-①部署	市民生活部 税務課	市民福祉部 税務課	事後	
令和3年9月24日	I-8-連絡先	竹原市市民生活部税務課収納係	竹原市市民福祉部税務課収納係	事後	
令和3年9月24日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年9月24日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年9月24日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	[接続しない(入手) 接続しない(提供)]	[○ 接続しない(入手) ○ 接続しない(提供)]	事後	
令和3年9月24日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[]	事後	
令和3年9月24日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[]	事後	
令和7年1月6日	I-1-③システム名称	取滞納管理システム、地方税ポータルシステム	取滞納管理システム(標準仕様対応版)、地方税ポータルシステム(eLTAX)	事前	システム切替・ガバメントクラウドへのリフトに伴う再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日	I-3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年1月6日	I-5-①部署	市民福祉部 税務課	総務部 税務課	事後	
令和7年1月6日	I-7請求先	郵便番号 725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市総務企画部総務課行政係 電話:0846-22-7719 ファックス:0846-22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp	郵便番号 725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部総務課行政係 電話:0846-22-7719 ファックス:0846-22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp	事後	
令和7年1月6日	I-8連絡先	郵便番号 725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市市民福祉部税務課収納係 電話:0846-22-7732 ファックス:0846-22-8579 E-mail: zeimu@city.takehara.lg.jp	郵便番号 725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部税務課収納係 電話:0846-22-7732 ファックス:0846-22-8579 E-mail: zeimu@city.takehara.lg.jp	事後	
令和7年1月6日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	
令和7年1月6日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	
令和7年1月6日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)	[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)	事前	令和7年度のシステム標準化から公金受取口座を活用予
令和7年1月6日	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事前	